

江戸川区結婚パスポート事業実施要領

江戸川区結婚パスポート事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条及び第10条の規定により、要綱に定めるほか事業実施のための必要な事項（以下「本要領」という。）を以下のとおり定める。

1 交付対象者

- (1) 交付対象者のうち事実上の結婚生活を送っている者で区長が認めた者とは住民基本台帳上、同一世帯でかつ続柄が「夫（世帯主）」「妻（未届）」あるいは、「妻（世帯主）」「夫（未届）」と記載があるものとする。
- (2) 申請者は、住民基本台帳において旧姓を併記している場合、旧姓を併記して申請できるものとし、交付する結婚パスポートには旧姓を併記するものとする。

2 結婚パスポートの交付申請等

- (1) 交付申請は以下の各号に則し、電子申請により受け付けるものとする。
 - ア ぴったりサービスにより申請を行う。
 - イ マイナンバーカード（以下「マイナカード」という。）を利用し申請する場合は、配偶者の本人確認書類の写しを添付する。
 - ウ マイナカードを利用せず申請する場合は、本人及び配偶者の本人確認書類を添付する。

3 本人確認書類

- (1) 公的機関が発行しているもので、顔写真があり、かつ、住所・氏名が併記されたものとする。
以下例示
マイナカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書 など
- (2) その他、顔写真がない場合は、本人確認書類としては2種類以上の書類とする。以下例示
国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証、国民年金手帳、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 など

4 不交付の通知

- (1) 申請内容を審査した結果、対象者要件に該当しないことが確認された場合は、申請者へ結婚パスポートの不交付を通知するものとする。
- (2) 交付審査において、申請内容の不足、錯誤、本人確認書類の不備等があった場合は、期限を定めて電子メールにより、申請者へその補正あるいは、書類の追加提出を求めるものとし、期限までに補正等のない場合は、申請者へ結婚パスポートの不交付を通知するものとする。

5 対象者への送付書類

- (1) 対象者要件に該当する場合は、以下の書類を申請者の住所へ郵送する。
 - ア 挨拶状
 - イ 結婚パスポート

ウ 優遇利用券

エ 結婚パスポート案内リーフレット

- (2) 申請者へ結婚パスポート等を郵送する場合は、特定記録郵便によるものとし。発送日と配達日を記録するものとする。受取人不在等により返戻となった場合は、申請者へ申請の事実を確認したうえで、再送するものとし、申請人の死亡、転居等が判明した場合は、交付を取り消すものとする。

6 対象者の申請内容の変更

結婚パスポートの交付を受けた対象者の住所・氏名等、申請内容に変更があった場合は、コールセンターへ架電し変更内容を届け出ることとする。なお、氏名が変更になった場合は結婚パスポートを再発行することができる。

7 結婚パスポート等の再発行

結婚パスポートを紛失または毀損した場合は、2. 結婚パスポートの交付申請等に定める方法により再交付を申し込むこととする。ただし、再交付は一度限りとする。

また、優遇利用券は、いかなる理由があっても再交付は行わない。

8 優遇利用施設の利用

- (1) 優遇利用施設については、別表のとおりとする。優遇利用施設などを追加する場合は、本要領で定めることとする。
- (2) 優遇利用施設が工事等により利用できない期間があっても、結婚パスポートの有効期限は延長しない。
- (3) 区宿泊施設宿泊補助券及び飲食補助券（以下「宿泊補助券等」という。）の利用方法は以下のとおりとする。

ア 宿泊補助券等は、別表に記載する区宿泊施設の利用料（宿泊費及び飲食費）として利用することができる。

イ 宿泊補助券の利用は、1回の利用につき1人当たり1枚の利用を限度とし、飲食補助券の利用は1回の利用につき、1人当たり3枚の利用を限度とする。

ウ 宿泊補助券等は、区宿泊施設の宿泊や食事料等のキャンセル料として利用することはできない。

付 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種別・施設		備 考
1 区宿泊施設 宿泊補助券		
	穂高荘・塩沢江戸川荘・ホテルシーサイド江戸川	8千円×2枚
1-2 区宿泊施設 飲食補助券		
	ホテルシーサイド江戸川 レストランシーサイド	1千円×6枚
2 文化・リクレーション施設 利用券		
	江戸川区角野栄子児童文学館 葛西臨海水族園 葛西臨海公園ダイヤと花の大観覧車	各施設 2 回利用分
3 スポーツ施設等 利用券		
	総合体育館・スポーツセンター・スポーツランド・陸上競技場・水辺のスポーツガーデン・小松川さくらホール・小岩アーバンプラザ・小岩区民館・小松川区民館・東部区民館・葛西区民館・鹿骨区民館・江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和 59 年 3 月江戸川区条例第 15 号）第 2 条に規定されたコミュニティ会館のうち篠崎コミュニティホール及び瑞江コミュニティ会館を除いた各施設	12 回利用分 各施設において、一般公開利用で個人利用が可能な種目とする（卓球・バトミントン・温水プール・トレーニングルーム・スポーツルーム等） 利用時間は各施設で定める単位時間・区分の範囲内とする。
4 テニスコート 利用券		
	スポーツランドテニスコート・水辺のスポーツガーデンテニスコート・小岩テニスコート・谷河内テニスコート・松江テニスコート・西葛西テニスコート	1 時間×2 回利用分 ナイター（付帯設備利用）を含む。
5 アイススケート場 利用券		
	スポーツランドアイススケート場	2 回利用分（一般公開利用分） 貸し靴を含む。
6 カヌー場 利用券		
	新左近川親水公園カヌー場多目的カヌー場	1 時間×2 回利用分（一般公開利用分） カヌーレンタルを含む。
7 映画鑑賞		
	船堀シネパル（タワーホール船堀）	結婚パスポートの提示により自己負担 800 円で鑑賞可能 回数制限なし
8 江戸川区内公衆浴場 入浴券		
	江戸川区内各公衆浴場	6 回利用分